

移住者支援空き家改修補助金交付事業について

建設部住宅課

移住・定住の促進と空き家の利活用による地域活性化を図るため、市外からの移住を目的として、市内に存する空き家の改修工事を実施する所有者等に対し、下記のとおり予算の範囲内において補助金を交付します。

記

1 補助金の交付概要

- ・補助対象の空き家 市内にある1年以上居住されていない空き家
- ・補助対象者
空き家の所有者または取得見込みがある者
1年以上市外に在住している人が市内に転入し10年以上居住する意思がある者等
- ・補助率 改修工事費の2/3
- ・補助限度額 (200万円) = 基本額 (120万円) + 加算額 (80万円)
- ・加算額の内訳
2人以上の世帯 40万円/世帯
中学校修了前の子 10万円/1人 (上限30万円)
空き家バンク登録住宅 10万円
- ・補助件数 10件を予定 (先着順)

2 交付申請の受付について

- ・申請期間 令和4年5月9日(月)から令和4年9月30日(金)まで
- ・受付場所 建設部住宅課空家対策係
市役所東館1階市民ホール(無料住宅相談会開催の5月12日・13日のみ)
- ・周知方法 広報いせさき5月1日号に掲載
市ホームページに4月28日(木)より掲載
市民情報コーナー(市役所・各支所)に4月28日(木)より配架

※補助金額は、改修工事費の2/3を超えないものとします

※補助金の交付決定前に行った改修工事については、補助の対象となりません

問い合わせ先 住宅課 丸橋 TEL0270-27-2797